

# 救急要請のポイント

春日井市消防本部

## 1 施設内での対応

- (1) 緊急事態が発生したことを、施設内職員に知らせてください。
- (2) 緊急事態が起こった場所に、職員を集めてください。
- (3) 集まった職員の役割を分担してください。
  - ア 119番通報
  - イ 傷病者への応急手当
  - ウ 関係者への連絡（家族・施設関係者など）
  - エ 救急車の誘導と、救急隊を傷病者のところへ案内してください。（EV確保してください。）
  - オ 何が起こったのか、どんな応急手当をしたのか説明してください。
  - カ 「救急隊（消防隊）情報提供シート」などの傷病者の必要な情報を救急隊へ伝達してください。

## 2 協力病院への連絡と搬送病院の確保

- (1) 状況に応じて、協力病院やかかりつけ医師に連絡してください。
- (2) あらかじめ搬送先医療機関を交渉、確保されている場合は当該医療機関への搬送を優先します。  
※緊急度・重症度により、搬送先医療機関が異なる場合もあります。

## 3 施設職員の同乗

- (1) 医療機関への申し送りが必要です。
- (2) 看護記録・介護記録・カルテ等を持参してください。

## 4 D N A R（蘇生処置をしない）の意思表示

- (1) あらかじめ協力病院やかかりつけ医師に相談し、本人と医師が同意した蘇生処置をしない旨の意思表示を示す書面を提示してください。

(2) D N A Rの意思表示があった場合でも、救急隊は応急処置を行わず医療機関へ搬送することはできません。

心肺蘇生法などの応急処置を実施することが、救急隊の業務とされています。救急隊の活動にご理解とご協力をお願い致します。

## 5 救急車の適正利用

救急車や救急医療は限りある資源です。

次のような場合は、自家用車や患者等搬送事業者（民間救急車）などの活用にご理解とご協力をお願いします。

- (1) 寝たきりである、人手がないなどが理由の場合
- (2) 寝台車を利用すれば病院に行ける場合
- (3) 末期治療のためのもの
- (4) 処方薬がなくなったので、かかりつけ病院へ行く場合など、緊急性が認められない場合



問い合わせ先 春日井市消防本部 消防救急課

電話：0568-85-6343

メール：syokyu@city.kasugai.lg.jp